

27食産第6090号
平成28年3月30日

中央卸売市場開設者 殿

農林水産省食料産業局長

「中央卸売市場における業務運営について」の一部改正について

「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）の決定、第10次卸売市場整備基本方針の策定及び卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）の一部改正を踏まえ、中央卸売市場における業務運営に係る考え方を整理した「中央卸売市場における業務運営について」（平成12年3月31日付け12食流第746号食品流通局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、卸売市場制度の適正かつ円滑な運用について、特段の御配慮をお願いする。

○ 中央卸売市場における業務運営について（平成12年3月31日付け12食流第746号）の一部改正新旧対照表（抜粋）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第3 中央卸売市場の関係事業者 2 仲卸業者 (4) 市場内での小売行為</p> <p>中央卸売市場は、生鮮食料品等の卸売を行う場として国の財政的支援の下に設置されたものであり、また、中央卸売市場の仲卸業者は小売業者等への販売活動を行うために市場内の店舗の使用を許された者である。</p> <p><u>したがって、仲卸業者が市場内の店舗を利用して一般消費者に対して小売活動を継続して行うなど恒常的な活動である場合は、原則として卸売市場法の目的外の使用に該当する。このため、開設者にあつては、仲卸業者に対して、当該市場内においては、卸売市場法の本旨に沿った事業活動に専念するよう適切な指導を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、年数回から月数回の頻度以下で限定的に実施される「市場まつり」、「市場開放デー」等のイベントにおいて中央卸売市場内の小売活動を行う場合は、卸売市場法の目的外の使用に該当しない。ただし、関係者間の合意形成の下、卸売市場への市民の理解醸成や生鮮食料品等の需要拡大等に資するよう適切な実施に努めるものとする。その際、卸売市場は生鮮食料品等の卸売を行う場であることを前提としつつ、卸売業務への影響や市場内の衛生管理、入場者の安全の確保等に十分留意するとともに、市民の入場可能時間の設定等細部について事前に開設者、市場関係業者、地域社会等関係者間で必要な調整を行うものとする。</u></p>	<p>第3 中央卸売市場の関係事業者 2 仲卸業者 (4) 市場内での小売行為</p> <p>中央卸売市場は、生鮮食料品等の卸売を行う場として国の財政的支援の下に設置されたものであり、また、中央卸売市場の仲卸業者は小売業者等への販売活動を行うために市場内の店舗の使用を許された者である。</p> <p><u>従って、仲卸業者が市場内の店舗を利用して一般消費者に対して小売活動を恒常的に<u>行うことは、原則として卸売市場法の目的外の使用に該当する行為である。</u>このため、開設者にあつては、仲卸業者に対して、当該市場内においては、卸売市場法の本旨に沿った事業活動に専念するよう適切な指導を行うものとする。</u></p>

附 則（平成28年3月30日付け27食産第6090号）

この通知は、平成28年4月1日から施行する。